資料２

○近江八幡市総合計画審議会条例

（設置）
第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、近江八幡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
（１）　近江八幡市総合計画基本構想及び基本計画の策定に関すること。
（２）　近江八幡市国土利用計画の策定に関すること。
（３）　その他特に市長が必要と認めた事項に関すること。

（組織）
第３条　審議会は、委員３５人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　市議会議員
（３）　各種団体の代表者
（４）　関係行政機関の職員
（５）　その他市長が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）
第７条　審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。
２　部会に属する委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
４　部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。
５　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）
第８条　審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。